

令和 7 年度

農業水利施設補修・補強調査業務

現 場 說 明 事 項

東海農政局 土地改良技術事務所

1. 一般事項

1) 入札の提出に関する事項について

- (1) この業務の入札の提出は、業務請負契約書案及び、この現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）に従つて行うものとする。
- (2) この業務の入札の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2) 業務請負契約書案について

第4条関係

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東海農政局土地改良技術事務所歳入歳出外現金出納官吏庶務課長 森下 葉子」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官会計課課長補佐（主計）高見 龍一郎」と記載するよう申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱について

ては、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

(イ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

[注] (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東海農政局土地改良技術事務所長 島尾 武文」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。

(キ) 保証責務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されるものとする。

(ク) 請負代金額の変更により契約保証金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、銀行等が保証した場合に当たっては業務完成後、分任支出負担行為担当官から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官東海農

政局土地改良技術事務所長 島尾 武文」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容として業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官東海農政局土地改良技術事務所長 島尾 武文」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 請負金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条

の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務

請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

3) 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく履行期間変更の被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、履行期間変更に係る業務請負契約書の写しを送付するものとする。

2. 指示事項

1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

- (2) (1) により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合には、発注者と協議を行うこと。

3. 細部事項

1) 業務概要

特別仕様書に示すとおり。

2) 業務仕様書

共通仕様書及び特別仕様書による。

3) 契約に係る事項

別紙1のとおり。

4) その他

(別紙1)

契約に係る事項

1. 業務量の目安

特別仕様書第3-1条（作業項目及び数量）で示している作業内容の業務量の目安は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）で定義される職種に換算して、下表のとおり想定している。

なお、下表には打合せに係る人員、調査業務のうち現地踏査に係る機械経費及び材料費、近接目視に係る機械経費及び材料費、準備費（高压洗浄工、水替工）に係る人員等は含まれていない。

項目	業務量(人)	備考
設計業務		
1 資料検討	6. 2	技師A換算
3 モニタリング調査計画の作成	5. 0	技師A換算
7 摩耗量調査の検証及び今後の実施計画(案)の作成	16. 7	技師A換算
8 点検取りまとめ	4. 6	技師A換算
調査業務		
2 現地踏査	1. 1	技師A換算
6 モニタリング調査	45. 2	技師A換算
合計	78. 8	

【注意】上記の技師A換算の数値は、令和7年6月適用の基準日額で換算したものである。

2. 打合せ

(1) 業務打合せ

特別仕様書第4-1条（打合せ）で示している人件費は下記を想定している。

打合せ	段階	職種(人)			日数
		主任 技師	技師A	技師B	
初回	作業着手前の段階	1.0	1.0		0.5
第2回	中間打合せ (モニタリング調査結果等取りまとめ段階)		1.0	1.0	0.5
最終回	報告書原稿作成段階	1.0	1.0		0.5

3. 調査業務に係る作業条件

(1) 準備費について

上記1、2の他に、調査業務の作業に必要な準備費・仮設費・安全費等の間接調査費として、モニタリング調査にあたり、以下の経費を計上している。

- 特別仕様書「別紙2 作業項目内訳表」の「4 高圧洗浄工」は準備費として吐出圧力14.7MPaの高圧洗浄機による経費を計上している。
- 特別仕様書「別紙2 作業項目内訳表」の「5 水替工（バキューム併用）」は準備費として下表のとおり計上している。

名 称	数量	備 考
土木一般世話役	4. 0人	
特殊作業員	3. 0人	
普通作業員	4. 0人	
機械経費	80. 0%	上記労務費の合計に対する割合

なお、湧水等の影響により、モニタリング調査の作業期間中にも継続して排水作業が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）移動経費について

調査業務のうち、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に示す参考歩掛を適用した作業項目に係る基地から現場までの移動経費は、参考歩掛に含まれることから計上しない。

それ以外の作業項目に係る基地から現場までの移動手段はライトバンとし、日帰りでの作業を想定している。その移動経費として、現地での調査に係る延べ日数5日分のライトバン経費を計上している。なお、基地から現場までの移動に伴う旅費交通費（高速道路料金）は、下表のとおり計上している。

現場	旅費交通費（往復）（税込）	延べ日数
野洲川土地改良区 (滋賀県甲賀市水口町)	5,100円	5

4. 旅費計算上の積算基地

本業務の積算基地は愛知県庁（名古屋市中区）であり、旅行起点は、その最寄り駅である名古屋市営地下鉄「名古屋城駅」である。

5. 農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【頭首工編】（案）の策定について

農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【頭首工編】（案）の策定に向けて作業を進めているところであり、これに係る作業を追加する場合がある。

また、業務の遂行する中で、水口頭首工施設管理者等への調査計画の説明、有識者（農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門）の指導・助言時等において受注者の参加を求める場合がある。

6. その他

（1）提出された技術提案書に記載された提案内容を確実に履行すること。

（2）特別仕様書「別添」作業項目内訳表に示す各作業項目について、農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）VI留意事項 第8「設計業務歩掛見積要領について」により、見

積りを徵取した歩掛について、妥当性を検証するための実態調査を実施したいので、協力願いたい。